

平成 28 年 9 月

受益者の皆さまへ

岡三アセットマネジメント株式会社

追加型証券投資信託「世界 9 資産分散ファンド（投資比率変動型）」の 投資信託約款の変更（予定）に関する書面決議のお知らせ

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託「世界 9 資産分散ファンド（投資比率変動型）」（以下、「ファンド」といいます。）につきまして、投資信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせ致します。

投資信託約款の変更の手続きは、投資信託約款の規定にしたがい、書面決議により行いますので、下記の内容および書面決議参考書類をご確認いただきますようお願い申し上げます。

なお、投資信託約款の変更にご異議がない場合、何のお手続きも必要ございません。

何卒、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

I. 投資信託約款の変更内容

ファンドの投資対象のうち、コモディティの主要投資対象を「コモディティ・インデックス マザーファンド」（以下、マザーファンドといいます。）から世界のコモディティに関連する上場投資信託証券（ETF）に変更します。当該変更に伴い、運用の基本方針、運用の指図範囲等所要の変更を行います。

※別紙 1 <変更の主な内容>をご参照ください。

II. 投資信託約款の変更理由

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式、債券ならびに不動産投資信託証券およびコモディティへ分散投資します。コモディティへの投資はマザーファンドを通じて行い、ブルームバーグ・コモディティ・インデックスの円換算後の騰落率に価格が連動するユーロ円建て債券に投資します。平成 28 年 7 月末日現在、マザーファンドはユーロ円建て債券 1 銘柄に投資しております。

ファンドは、平成 26 年 12 月 1 日に改正された「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 130 条第 1 項第 8 号の 2 に基づき規定された、一般社団法人投資信託協会規則「投資信託等の運用に関する規則」第 17 条の 2 に定める「信用リスク集中回避のための投資制限」（1 つの発行体への投資が過度に集中しないよう、分散投資を行う。）を遵守する必要があります。

しかしながら、ファンドの純資産額、金融市場の状況等からマザーファンドの運用にあたって新たなユーロ円債の購入、分散投資の実現が困難となっており、運用の基本方針に沿った運用が将来にわたって継続が厳しい状況となっております。

こうしたことから、コモディティへの投資をマザーファンドを通じて行う当該ユーロ円建て債券から、世界のコモディティに関連する上場投資信託証券（ETF）に変更するものです。

Ⅲ. 投資信託約款の変更手続き

1. スケジュール

- | | |
|----------------|-------------------------|
| ①議決権口数の確定 | 平成28年9月9日 |
| ②書面による議決権の行使期間 | 平成28年9月9日から平成28年9月29日まで |
| ③書面による決議の日 | 平成28年9月30日 |
| ④投資信託約款変更適用日 | 平成28年10月7日（予定） |

2. 書面決議の方法について

平成28年9月9日現在のファンドの受益者は、投資信託約款の変更について議決権を行使することができます。議決権を行使される受益者は、別紙「議決権行使書面」に必要事項をご記入のうえ、委託会社である岡三アセットマネジメント株式会社へご郵送ください。

議決権の行使の期限（平成28年9月29日）までの弊社到着分を有効とします。

なお、受益者が「議決権行使書面」を委託会社へ提出されなかった場合は、書面決議について賛成（投資信託約款の変更に賛成）するものとみなされます。したがって、賛成の場合にはご郵送いただく必要はございません。

議決権行使期限：平成28年9月29日

書面決議の日：平成28年9月30日

議決権行使書面のご郵送先

〒104-0028 東京都中央区八重洲二丁目8番1号
岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部

書面決議とは、投資信託約款の変更のうちその変更の内容が重大なもの、投資信託の併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微な場合を除く。）、及び投資信託契約の解約を行おうとする際に、投資信託及び投資法人に関する法律の定めに基づき、受益者を対象に書面による決議を行い、その可否を決める手続きをいいます。

議決権の取扱いについての留意事項

- ・受益者が同一の議案につき重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときは、最後に行われた議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- ・受益者が議案についての賛否を記載する欄に記載がない議決権行使書面を委託会社に提出した場合には書面決議について賛成するものとみなします。
- ・受益者が書面による決議の日の3日前（平成28年9月27日）までに、委託会社に対し議決権を不統一行使する旨及びその理由を書面によりご通知された場合には、その有する議決権を統一しないで行使することができます。
- ・受益者が代理人によってその議決権を行使する場合には、当該受益者または代理人は、議決権行使書面と合わせて代理人である旨を証明する書面を委託会社に提出していただきます。
- ・議決権行使書面に不備等がある場合には、そのご提出を無効とさせていただきます。

3. 投資信託約款の変更の正式決定

〔投資信託約款を変更することが決定した場合〕

書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成により投資信託約款の変更が可決された場合は、予定通り平成28年10月7日に投資信託約款を変更します。

【投資信託約款を変更しないことが決定した場合】

書面決議において、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成が得られなかった場合は、本手続きによる投資信託約款の変更は行いません。

Ⅲ. その他

ファンドは、投資信託約款の変更の手術期間中におきましても、投資信託約款の変更について反対されたか否かにかかわらず、通常の一部解約請求等によるご換金の受付けを行います。

書面決議において反対された受益者による受益権の買取請求は行いません。

■本件に関するお問い合わせ先

岡三アセットマネジメント株式会社 カスタマーサービス部

フリーダイヤル 0120-048-214

受付時間：営業日の午前9時から午後5時まで

【個人情報の取扱いに関して】

書面決議に際して委託会社および販売会社へご提出いただいた個人情報は、議決権行使受益権口数の管理を利用目的とし、他の目的には使用いたしません。個人情報は、個人情報保護方針に従って管理されます。

以上

書面決議参考書類

1. 投資信託約款の変更の案

投資信託約款新旧対照表

新			旧		
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>内国証券投資信託の受益権、親投資信託の受益証券 および世界の取引所に上場している投資信託証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 以下の投資信託証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。</p> <p>1～10（略）</p> <p>11. <u>世界のコモディティに関連する上場投資信託証券(ETF)</u> <u>PowerShares DB Commodity Index Tracking Fund</u> <u>iShares S&P GSCI Commodity-Indexed Trust</u> ※すべてのETFに投資するとは限りません。 <u>上記のほか、別に定める投資信託証券に投資することがあります。</u> <u>また、投資信託証券は変更となる場合があります。</u></p> <p>② 主として投資信託証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式、債券、不動産投資信託証券およびコモディティへ分散投資します。</p> <p>③ 投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを基本とします。また、投資信託証券毎の投資比率は、原則として月1回見直しを行い、投資信託財産の純資産総額に対し、以下の範囲で変更します。</p>			<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象</p> <p>内国証券投資信託の受益権 および親投資信託の受益証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 以下の投資信託証券を主要投資対象とし、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。</p> <p>1～10（略）</p> <p>11. <u>コモディティ・インデックス マザーファンド</u> ※ また、別に定める投資信託証券に投資することがあります。</p> <p>② 主として投資信託証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式、債券 <u>ならびに不動産投資信託証券およびコモディティ（ブルームバーグ・コモディティ・インデックスの円換算後の騰落率に価格が連動するユーロ円建て債券をいいます。）</u>へ分散投資します。</p> <p>③ 投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを基本とします。また、投資信託証券毎の投資比率は、原則として月1回見直しを行い、投資信託財産の純資産総額に対し、以下の範囲で変更します。</p>		
資産別配分の範囲	投資信託証券	投資比率の範囲	資産別配分の範囲	投資信託証券	投資比率の範囲
株式 15%～50% 程度	日本好配当割安株オープン マザーファンド	5%～40% 程度	株式 15%～50% 程度	日本好配当割安株オープン マザーファンド	5%～40% 程度
	GIM 海外株式・ダイナミック・ファンドF	5%～40% 程度		GIM 海外株式・ダイナミック・ファンドF	5%～40% 程度

	(適格機関投資家専用)			(適格機関投資家専用)	
	GIM エマージング株式ファンド F (適格機関投資家専用)	5%~40% 程度		GIM エマージング株式ファンド F (適格機関投資家専用)	5%~40% 程度
債券 15%~50% 程度	国内債券マザーファンド	5%~40% 程度	債券 15%~50% 程度	国内債券マザーファンド	5%~40% 程度
	世界高金利債券マザーファンド	5%~40% 程度		世界高金利債券マザーファンド	5%~40% 程度
	GIM FOFs 用新興国現地通貨ソブリン・ファンド F (適格機関投資家専用)	5%~40% 程度		GIM FOFs 用新興国現地通貨ソブリン・ファンド F (適格機関投資家専用)	5%~40% 程度
オルタナ ティブ 15%~50% 程度	J リート・マザーファンド	5%~40% 程度	オルタナ ティブ 15%~50% 程度	J リート・マザーファンド	5%~40% 程度
	北米リート・マザーファンド、オーストラリア/アジアリート・マザーファンド、ヨーロッパリート・マザーファンドの合計	5%~40% 程度		北米リート・マザーファンド、オーストラリア/アジアリート・マザーファンド、ヨーロッパリート・マザーファンドの合計	5%~40% 程度
	<u>世界のコモディティに関連する上場投資信託証券(ETF)</u>	5%~40% 程度		<u>コモディティ・インデックス マザーファンド</u>	5%~40% 程度
(略)			(略)		
④⑤ (略)			④⑤ (略)		
3. 収益分配方針 (略)			3. 収益分配方針 (略)		
① 分配対象収益の範囲 繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益には、日本好配当割安株オープンマザーファンド、国内債券マザーファンド、国内債券マザーファンド、世界高金利債券マザーファンド、Jリート・マザーファンド、北米リート・マザーファンド、オーストラリア/アジアリート・マザーファンド、 <u>ヨーロッパリート・マザーファンド</u> および <u>ヨーロッパリート・マザーファンド</u> の利子・配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき利子・配当等収益を含むものとします。			① 分配対象収益の範囲 繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。 繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益には、日本好配当割安株オープンマザーファンド、国内債券マザーファンド、国内債券マザーファンド、世界高金利債券マザーファンド、Jリート・マザーファンド、北米リート・マザーファンド、オーストラリア/アジアリート・マザーファンド、 <u>ヨーロッパリート・マザーファンド</u> 、 <u>コモディティ・インデックス マザーファンド</u> の利子・配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき利子・配当等収益を含むものとします。		
②③ (略)			②③ (略)		
(運用の指図範囲等) 第17条 委託者は、信託金を、主として内国証券投資信託である「GIM 海外株式・ダイナミック・ファンド F (適格機関投資家専用)」、「GIM エマ			(運用の指図範囲等) 第17条 委託者は、信託金を、主として内国証券投資信託である「GIM 海外株式・ダイナミック・ファンド F (適格機関投資家専用)」、「GIM エマ		

ージング株式ファンド F (適格機関投資家専用)」、「GIM FOFs 用新興国現地通貨ソブリン・ファンド F (適格機関投資家専用)」の受益権、岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「日本好配当割安株オープン マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「世界高金利債券マザーファンド」、「Jリート・マザーファンド」、「北米リート・マザーファンド」、「オーストラリア/アジアリート・マザーファンド」、「ヨーロッパリート・マザーファンド」の各受益証券 および上場投資信託証券 (投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。)) および投資証券または外国投資証券 (金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。)) (内国証券投資信託の受益権、親投資信託の受益証券 および上場投資信託証券) を「投資信託証券」といいます。以下同じ。) のほか、次の有価証券 (金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。) に投資することを指図します。

(略)

②③④ (略)

(収益の分配方式)

第 33 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額 (以下、「配当等収益」といいます。) と親投資信託である日本好配当割安株オープン マザーファンド、国内債券マザーファンド、世界高金利債券マザーファンド、J リート・マザーファンド、北米リート・マザーファンド、オーストラリア/アジアリート・マザーファンド および ヨーロッパリート・マザーファンド の投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額 (以下、「みなし配当等収益」といいます。) との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(略)

②③ (略)

ージング株式ファンド F (適格機関投資家専用)」、「GIM FOFs 用新興国現地通貨ソブリン・ファンド F (適格機関投資家専用)」の受益権、および 岡三アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である「日本好配当割安株オープン マザーファンド」、「国内債券マザーファンド」、「世界高金利債券マザーファンド」、「Jリート・マザーファンド」、「北米リート・マザーファンド」、「オーストラリア/アジアリート・マザーファンド」、「ヨーロッパリート・マザーファンド」、「コモディティ・インデックス マザーファンド」の各受益証券 (内国証券投資信託の受益権 および 親投資信託の受益証券を「投資信託証券」といいます。以下同じ。) のほか、次の有価証券 (金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、本邦通貨表示のものに限ります。) に投資することを指図します。

(略)

②③④ (略)

(収益の分配方式)

第 33 条 投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 利子およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額 (以下、「配当等収益」といいます。) と親投資信託である日本好配当割安株オープン マザーファンド、国内債券マザーファンド、世界高金利債券マザーファンド、J リート・マザーファンド、北米リート・マザーファンド、オーストラリア/アジアリート・マザーファンド、ヨーロッパリート・マザーファンド、コモディティ・インデックス マザーファンド の投資信託財産に属する配当等収益のうち投資信託財産に属するとみなした額 (以下、「みなし配当等収益」といいます。) との合計額は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

(略)

②③ (略)

<p>(付則) 第1条 (略) 第2条 運用の基本方針 2. 運用方法 (2) 投資態度①に規定する「別に定める投資信託証券」は「コモディティ・インデックス マザーファンド」をいいます。当該投資信託証券を売却した場合または当該投資信託証券が償還となった場合、本条は失効するものとします。</p>	<p>(付則) 第1条 (略) (新設)</p>
---	----------------------------------

2. 投資信託約款で定められた受益権の内容に変更を加え、または受益権の価値に重大な影響を与えるおそれ

該当事項はありません。

3. 投資信託契約の変更がその効力を生ずる日

平成 28 年 10 月 7 日

4. 投資信託契約の変更の中止に関する条件

該当事項はありません。

5. 投資信託約款の変更をする理由

ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式、債券ならびに不動産投資信託証券およびコモディティへ分散投資します。コモディティへの投資はマザーファンドを通じて行い、ブルームバーグ・コモディティ・インデックスの円換算後の騰落率に価格が連動するユーロ円建て債券に投資します。平成 28 年 7 月末日現在、マザーファンドは、ユーロ円建て債券 1 銘柄に投資しております。

ファンドは、平成 26 年 12 月 1 日に改正された「金融商品取引業等に関する内閣府令」第 130 条第 1 項第 8 号の 2 に基づき規定された、一般社団法人投資信託協会規則「投資信託等の運用に関する規則」第 17 条の 2 に定める「信用リスク集中回避のための投資制限」(1 つの発行体への投資が過度に集中しないよう、分散投資を行う。)を遵守する必要があります。

しかしながら、ファンドの純資産額、金融市場の状況等からマザーファンドの運用にあたって新たなユーロ円債の購入、分散投資の実現が困難となっており、運用の基本方針に沿った運用が将来にわたって継続が厳しい状況となっております。

こうしたことから、コモディティへの投資をマザーファンドを通じて行う当該ユーロ円建て債券から、世界のコモディティに関連する上場投資信託証券 (ETF) に変更するものです。

6. 投資信託契約の変更に関する事項について受益者の不利益となる事実

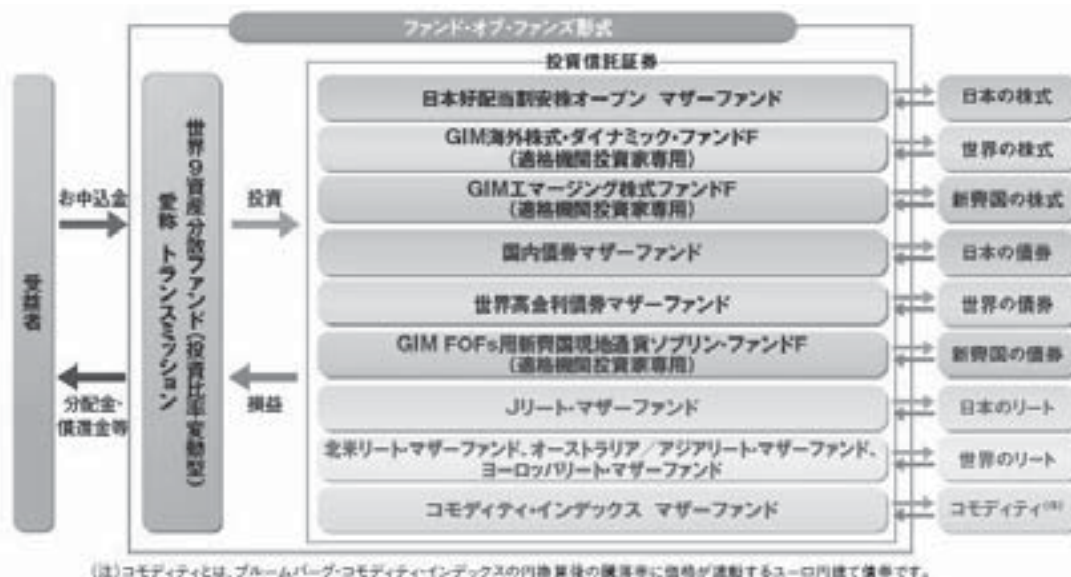
該当事項はありません。

以上

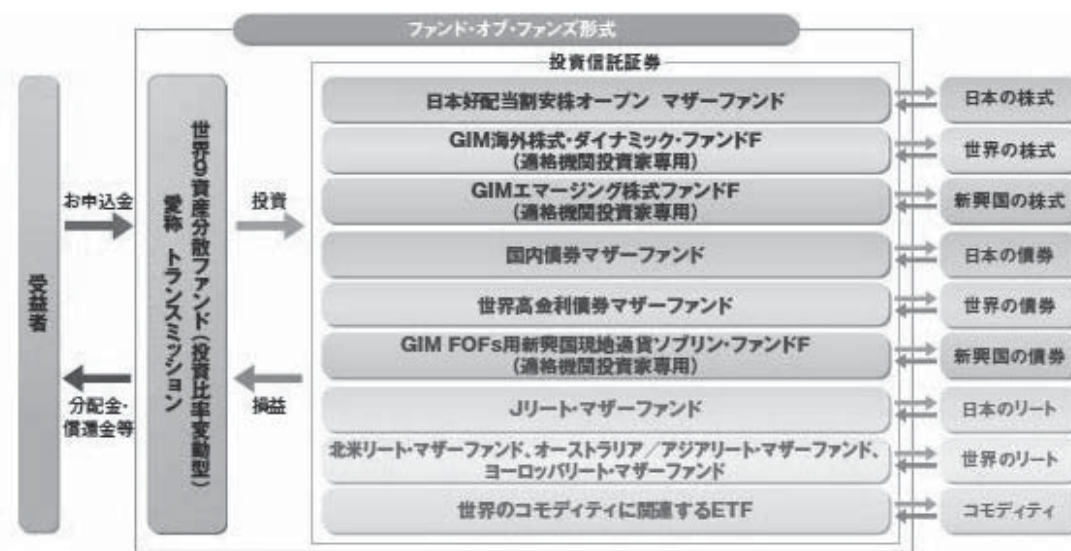
<変更の主な内容>

1. ファンドの仕組み

[変更前]



[変更後]



2. 新たに投資対象となる上場投資信託証券（ETF）の概要

コモディティ
世界のコモディティに関連するETF

ETF 銘柄名：PowerShares DB Commodity Index Tracking Fund
 iShares S&P GSCI Commodity-Indexed Trust
 ※すべてのETFに投資するとは限りません。また、投資対象となるETFは変更となる場合があります。

運用方針：エネルギー、非鉄金属、貴金属、畜産物、農作物等の商品価格の動向に伴い変動する指数に連動することを目指して運用を行います。

運用報酬等：純資産総額に対して年率0.75%～0.89%程度

3. 投資信託約款変更（予定）に伴う交付目論見書の主な変更箇所

<ファンドの目的>

内国証券投資信託の受益権、親投資信託の受益証券および世界の取引所に上場している投資信託証券（以下、「投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とし、安定した収益の確保と投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

<ファンドの特色>

- 世界の9つの資産に分散投資を行います。



- 以下の投資信託証券を主要投資対象とします。

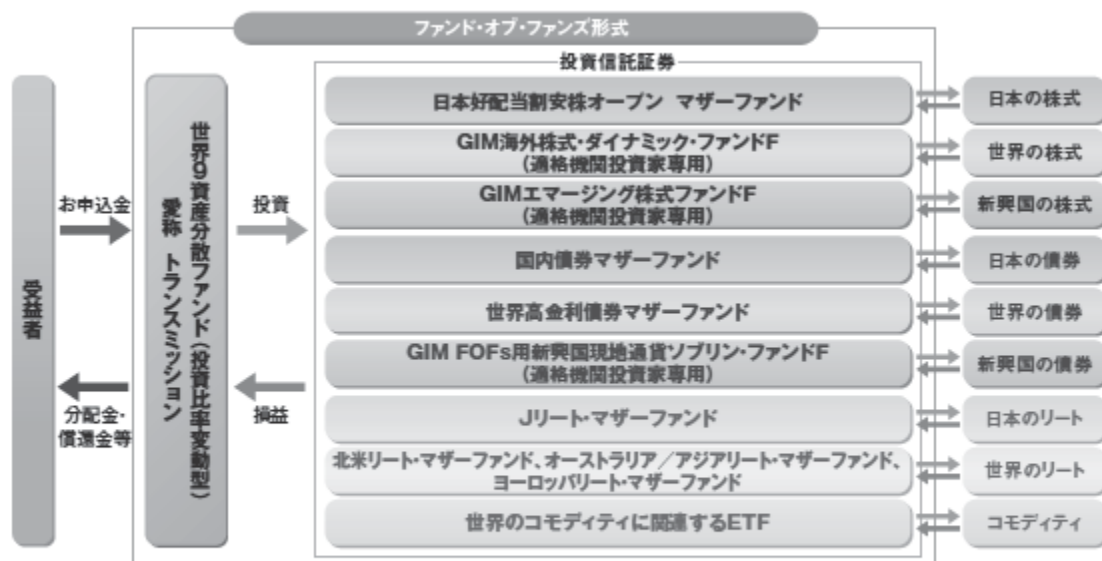
- ① 日本好配当割安株オープン マザーファンド
- ② GIM海外株式・ダイナミック・ファンドF（適格機関投資家専用）
- ③ GIMEマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）
- ④ 国内債券マザーファンド
- ⑤ 世界高金利債券マザーファンド
- ⑥ GIM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）
- ⑦ Jリート・マザーファンド
- ⑧ 北米リート・マザーファンド
- ⑨ オーストラリア/アジアリート・マザーファンド
- ⑩ ヨーロッパリート・マザーファンド
- ⑪ 世界のコモディティに関連する上場投資信託証券（以下、「ETF」という場合があります。）
PowerShares DB Commodity Index Tracking Fund
iShares S&P GSCI Commodity-Indexed Trust

*すべてのETFに投資するとは限りません。

※主要投資対象となる投資信託証券を変更する場合があります。

- 主として投資信託証券への投資を通じて、実質的に国内外の株式、債券、不動産投資信託証券、コモディティへ分散投資します。

ファンドの仕組み



- 投資信託証券の合計組入比率は、高位を保つことを基本とします。また、投資信託証券毎の投資比率は、原則として月1回見直しを行い、投資信託財産の純資産総額に対し、以下の範囲で変更します。

【資産配分の範囲】	【投資信託証券】	【投資比率の範囲】
株式 15～50%程度	日本好配当割安株オープン マザーファンド	5～40%程度
	GIM海外株式・ダイナミック・ファンドF (通格機関投資家専用)	5～40%程度
	GIMエマージング株式ファンドF (通格機関投資家専用)	5～40%程度
債券 15～50%程度	国内債券マザーファンド	5～40%程度
	世界高金利債券マザーファンド	5～40%程度
	GIM FOFs用新興国現地通貨ソブリン・ファンドF (通格機関投資家専用)	5～40%程度
オルタナティブ (リート、コモディティ) 15～50%程度	Jリート・マザーファンド	5～40%程度
	北米リート・マザーファンド、オーストラリア/アジアリート・マザーファンド、 ヨーロッパリート・マザーファンド	5～40%程度
	世界のコモディティに関連するETF	5～40%程度

なお、一部解約による影響等やむを得ない状況により、投資信託証券の合計組入比率が、一時的に投資信託財産の純資産総額の100%を超えることとなる場合があります。

- 投資比率の決定にあたっては、委託会社が必要であると認めた場合、外部の機関から助言を受けることがあります。

平成28年6月末現在、外部の機関はイボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社となります。

イボットソン・アソシエイツ・ジャパン株式会社は、アセットアロケーションを中核にすえた投資コンサルティング、SMA、ファンドラップ運用で実績豊富な独立系の投資運用会社です。

※投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無については、変更する場合があります。

- 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

ただし、市況動向、投資環境等に応じて、投資対象とする投資信託証券において、為替ヘッジを行うことがあります。

※資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

①基準価額の変動要因

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、国内外の株式、国内外の債券、国内外の不動産投資信託証券、世界のコモディティに関連するETF等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

②主な変動要因

- コモディティに関連するETFの価格変動リスク

世界のコモディティに関連するETFは、複数の商品先物の価格動向に伴い変動します。商品先物価格は、景気循環、経済発展・人口・資源開発・技術革新等による影響、天候等による豊・不作、産出国の政治・社会情勢、その他複数の要因によって、大きく変動します。

- 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

以上

